

足利市社会福祉協議会ニュースポーツ器具貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人足利市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は障がい者と健常者とのきっかけづくりを目的とし、障がい者と健常者が気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るため、ニュースポーツ器具（以下「器具」という。）の貸出を実施することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 貸出器具は別表1のとおりとする。

(対象者)

第3条 器具の貸出対象者は次の号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 足利市内に所在する障がい者団体
- (2) 足利市内のふれあい・いきいきサロン
- (3) 足利市地区社会福祉協議会
- (4) その他市社協会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(申請)

第4条 借用申請を行う者（以下「申請者」という。）は、事前に市社協に来所または電話で借用の可否を問い合わせ、借用が可能である時は、ニュースポーツ器具借用申請書（様式第1号）を記入のうえ、会長へ提出しなければならない。

2 申請は、使用日の2か月前から使用日の7日前までとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は原則として5日間を限度とする。会長が特別の事情があると認めた場合にはこの限りでない。

(搬送)

第6条 第5条により決定した器具の搬送（搬入・搬出）については、原則として申請者等がこれを行う。

(返却)

第7条 申請者は、器具の返却時にニュースポーツ器具使用報告書（様式第2条）を提出しなくてはならない。

2 器具は大切に使用することとし、返却時には器具を清掃、点検し、確認するものとする。

3 器具の返却の際は、市社協と申請者または破損滅失に対応できる責任者のいずれかの者が立ち会うこととする。

(申請者の留意事項)

第8条 申請者は、借受期間中器具を目的以外で使用する事なく、善良な管理に務めなければならない。

2 申請者は、器具を目的以外に使用し、または第三者に転貸してはならない。

3 器具を破損、滅失した場合には市社協は実費を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。